

税に関する優遇制度

税制上の優遇措置

対象地域		過疎地域	半島振興地域	企業立地促進法集積区域	原子力発電施設等立地地域	
法令等の種類		過疎地域 自立促進特別措置法	半島振興法	企業立地促進法	原子力発電施設等 立地地域特別措置法	
国税	法人税 特別償却	特定の事業用資産の買換え特例	市街地等から工場適地等誘致地区内へ工場等を移転し、買換資産として工場用地、建物、機械設備等を取得し、旧用地等を譲渡する場合は課税の特例が認められる。	—	—	
		対象業種	情報通信技術利用事業、 製造業、旅館業	製造業、旅館業	—	—
		取得価額	2,000万円超	500万円（資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円）以上	—	—
		償却割合	機械等 10/100 建物等 6/100	32/100 48/100	—	—
県税	不動産取得税	課税免除	不均一課税	課税免除	不均一課税	
		事業税	課税免除 3年間	不均一課税 3年間	—	不均一課税 3年間
	適用基準	対象業種	情報通信技術利用事業、 製造業、旅館業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	製造業、情報通信業、情報通信技術 利用業、運輸業、卸売業、自然科学 研究所（※指定業種あり）	製造業、道路貨物運 送業、倉庫業、こん包 業、卸売業※1
		取得価額	2,700万円超	対象業種①②500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円）以上 対象業種③④500万円以上	2億円超 農林漁業関連業種の場合には、5,000万円超	2,700万円超
市町村税	固定資産税	3年間	準拠法令に基づき条例により制度化している市町村において課税免除又は不均一課税 ※ただし、半島振興法及び原子力発電施設等立地地域特別措置法に基づく優遇措置は不均一課税のみ			
	適用基準	対象業種	情報通信技術利用事業、 製造業、旅館業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	製造業、情報通信業、情報通信技術 利用業、運輸業、卸売業、自然科学 研究所（※指定業種あり）	製造業、道路貨物運 送業、こん包業、卸売 業※1
		取得価額	2,700万円超	対象業種①②500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円）以上 対象業種③④500万円以上	2億円超 農林漁業関連業種の場合には、5,000万円超	2,700万円超
対象市町村		弘前市（旧相馬村地域）、八戸市（旧南郷村地域）、五所川原市（旧金木町、旧市浦村地域）、十和田市（旧十和田湖町地域）、むつ市（旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村地域）、つがる市、平川市（旧碓ヶ関村地域）、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町（旧名川町地域）、新郷村	五所川原市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、中泊町、板柳町、鶴田町、野辺地町、横浜町、東北町（旧東北町地域）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 上記半島地域市町村が作成し、大臣の認定を受けた産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区	【津軽地域】 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町 【県南・下北地域】 八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、三戸町、五戸町、南部町、階上町	十和田市、三沢市、むつ市（旧むつ市地域）、平内町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村	

※1.製造業以外の業種は増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限る。